

## 第十二号

### 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得をしようとする者に対する運転免許試験に係る手数料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。